

令和8年度 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金制度のご案内

加須市は、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。そのための取組の一つとして、個人住宅を対象とした住宅用再生可能エネルギー設備等（太陽光発電・定置用蓄電池）の補助制度を実施しています。ぜひご活用ください。

1 補助対象者

- (1) 自己の居住を目的として市内に専用住宅を所有している方、又は新築する方で、当該専用住宅又はその敷地内（カーポート等）に未使用の補助対象設備を設置する方
- (2) 補助金の申請時において、市税などについて滞納がない方
- (3) 補助対象設備の設置完了後、令和9年3月24日までに実績報告をできる方

【ご注意ください】

- 1 補助金の交付は、1世帯の専用住宅につき補助対象設備ごとに1回が限度です。
- 2 屋根の賃貸などによる設置（事業用の発電設備）は、補助の対象となりません。
- 3 市から補助金の交付決定を受ける前に、補助対象設備の設置工事に着手した場合は、補助対象となりません。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付します。補助対象者の要件を満たしている場合でも、予算に達した場合は、補助金の交付を受けることができません。

2 補助対象設備

補助対象設備	要件
住宅用太陽光発電システム	電力会社の低圧配電線と逆潮流有りで系統連結し、かつ、設置者自らが電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結し、当該設備から得られた電力を自己の居住の用に供すること。
定置用蓄電池	再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、かつ、必要に応じて電気を活用することができる定置型のものであり、日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。

（注）補助対象設備のどちらか一方のみの申請も可能です。

3 補助対象経費

補助対象設備の設置に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、次に掲げる費用の合計額を補助対象経費とします。

- (1) 本体及び附属機器の購入費用
- (2) 設置工事費用

4 補助金の額

補助対象設備	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力1キロワットにつき2万円（上限5万円）（※）
定置用蓄電池	5万円

※ 補助金の額の計算方法（端数処理の取扱い）

太陽電池の公称最大出力数（小数点第2位まで（小数点第3位を四捨五入））に2万円を乗じて得られた額に1万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算します。

【例】330ワットの太陽電池モジュール（パネル）を6枚設置する場合

330ワット×6枚＝1,980ワット … ①

①をキロワットに換算すると 1.98キロワット … ②

②に20,000円を乗じると 1.98キロワット×20,000円＝39,600円 … ③

③の10,000円未満の端数を切り捨てると 補助金の額＝30,000円

4 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

（注）受付は先着順とし、予算額（1,100万円）に達し次第終了となります。

5 申請窓口

加須市役所 環境政策課にお持ちください。

（注）総合支所では受付を行っておりませんのでご注意ください。

6 申請から交付までの流れ

（1）環境政策課の窓口以下の書類を提出してください。

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票の写し（※）
- ③ 市税完納証明書（※）
- ④ 課税資産（家屋・土地）明細書の写し又はそれに代わるもの（※）
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 太陽電池の合計公称最大出力値が確認できる書類の写し（太陽光発電システムの場合）（※）
- ⑦ 型式と設備を構成する蓄電池の蓄電容量が確認できる書類の写し（定置用蓄電池の場合）（※）
- ⑧ 工事前の現場写真

- ⑨ その他市長が必要と認める書類
- ⑩ 個人情報の確認に係る同意書（様式第 2 号）（※）
- ※ ②の書類は、市民課又は各総合支所市民税務担当の窓口で取得できます（有料）。
- ※ ③と④の書類は、税務課又は各総合支所市民税務担当で取得できます（有料）。
- ※ ⑥と⑦の書類は、型式や出力数が記載されたカタログ等をご用意ください。
- ※ ⑩の書類を提出する場合は、②～④の書類の提出を省略できます。
- ※ 転入予定の方は、現在お住まいの自治体の住民票を提出してください。



（２）市から申請者に交付決定通知書を郵送します。

必ず交付決定を受けてから、補助対象設備の設置工事に着手してください。

また、交付決定後において、交付申請の内容を変更し、又は工事を中止しようとするときは、住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、市長の承認を受けてください。



（３）工事完了後、実績報告書類（以下の書類）を市に提出してください。（郵送可）

実績報告書は、**工事完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 24 までのいずれか早い日までに**提出していただく必要があります。

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金実績報告書（様式第 8 号）
- ② 領収書及び補助対象経費の内訳が示された書類の写し
- ③ 補助対象設備の設置工事完了後の写真
- ④ 電力会社との契約内容が確認できる書類の写し（太陽光発電システムの場合）
- ⑤ 設置場所の案内図（定置用蓄電池の場合）（※）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類
- ※ 蓄電池の設置場所がわかる家屋の平面図や位置図等をご用意ください。



（４）市から申請者に補助金交付額の確定通知書を郵送します。



（５）請求書を市に提出してください。

住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金請求書（様式第 10 号）を作成し、交付対象者の認印を押印の上、市に提出してください。

（注）振込先として指定できる金融機関口座は、補助対象者本人名義のものに限ります。



（６）支払事務が完了次第、請求書記載の金融機関口座に補助金を振り込みます。

補助金の振込予定日や振込先などについての通知はいたしません。通帳を記帳するなどして入金を確認してください。